

○スポーツ推進委員に関する規則

昭和38年5月11日教委規則第1号

改正

昭和41年4月22日教育委員会規則第2号

昭和44年5月1日教育委員会規則第1号

昭和53年4月1日教育委員会規則第4号

平成10年3月31日教育委員会規則第9号

平成12年3月28日教育委員会規則第11号

平成16年3月25日教育委員会規則第5号

平成24年3月30日教育委員会規則第5号

スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 芽室町の行う社会体育、スポーツ振興事業の企画、推進に関すること。
- (2) 芽室町のスポーツ組織の育成拡充に努めること。
- (3) 教育関係機関その他行政機関、スポーツ団体のスポーツに関する事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (4) 各種の体育事業等を通じて体育の啓もう宣伝につとめること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年教委規則第4号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第9号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(芽室町教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 芽室町教育委員会行政組織規則（平成7年芽室町教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(芽室町教育委員会事務委任規則の一部改正)

3 芽室町教育委員会事務委任規則（昭和52年芽室町教委規則第4号）の一部を次

ように改正する。

(次のように略)